

「ポポメリー」会則

(名称)

第1条 この団体は、「ポポメリー」という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を山口市に置く。

(目的)

第3条 この団体は、がんの罹患者及びがんに関心のある人に対し、がんについての相談・支援・情報共有・交流に関する事業を行い、ありのままの気持ちで話せて情報交換ができる場となり、がんの知識と理解を広げ、がんになっても前向きに自分らしく生きられる社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) がんに関する相談、情報、交流に関すること。
- (2) がん検診や予防の普及啓発に関すること。
- (3) がん教育、就労支援に関すること。
- (4) がんに関する医療現場で行えない QOL に関すること。
- (5) 趣旨を同じくする団体との交流および連携に関すること。
- (6) 会員の知識や傾聴等の技術向上及び、親睦に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

(禁止事項)

第5条 この団体は、参加者（会員）の保護のために次の事項を禁止する。

- (1) 金銭の貸借、宗教的、政治的活動
- (2) 参加者の体験談を批判、侵害する言動
- (3) 営利目的での販売・勧誘等の行為
- (4) 参加者(会員)の個人情報やプライバシーの無断公表(本人の承諾なしの第三者への提供)

(会員)

第6条 この団体の目的に賛同し、別に定める会費を納めるものを会員とする。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

- (1) この会の規則そのほかの規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(役員)

第7条 この団体の運営のために、次の役員を置く。

- (1) 役員 2人以上
- (2) 監事 1人以上

2 役員のうち、1人を代表、必要に応じて副代表をおく。

3 代表副代表は役員会において、役員の間選により定める。

4 監事は役員を兼ねることができない。

(会議)

第8条 この団体の会議は、役員会および総会とする。

(その他)

第9条 この会則のほか必要事項は、役員会で協議のうえ決定する。

(活動年度)

第10条 この団体の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

この会則は、令和2年3月1日から施行する。

令和4年4月1日改正。